

中国四国防衛局達第 29 号
改正 平成 31 年 4 月 26 日中国四国防衛局達第 16 号
改正 令和 2 年 1 月 30 日中国四国防衛局達第 2 号

防衛省の会計監査に関する訓令第 28 条の規定に基づき、中国四国防衛局会計監査規則を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局会計監査規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中国四国防衛局（美保、津山、玉野、岩国及び高松防衛事務所を含む。以下同じ。）における会計監査（以下「監査」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第 2 条 中国四国防衛局における監査については、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 40 号。以下「訓令」という。）その他の法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(監査官)

第 3 条 訓令第 4 条第 2 項に規定する職員（以下「監査官」という。）は、中国四国防衛局会計監査官をもって充てる。

2 中国四国防衛局長（以下「局長」という。）は、必要があると認める場合には、前項以外の職員を監査官に指名することができる。この場合、中国四国防衛局に所属する係長以上の職にある者から、指名するものとする。

(監査実施計画)

第 4 条 局長は、訓令第 12 条の規定に基づき作成した監査計画書をもって、監査官に監査の実施について指示するものとする。

(書面監査)

第 5 条 訓令第 9 条に定める書面監査は、次の各号に掲げる書類について行う。

- (1) 計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）により会計検査院に提出する計算書及び証拠書類等
- (2) 前号のほか、局長が必要と認める書類

（実地監査）

第6条 実地監査は、局長が定める監査計画書に基づき、防衛局本局及び各防衛事務所に
おいて実施する。

（実地監査の報告）

第7条 監査官は、実地監査終了後速やかに別紙様式に定める実地監査報告書を作成し、
局長に報告するものとする。

（会計検査等の事務）

第8条 中国四国防衛局において、会計検査又は内部部局の職員が行う会計監査について
の連絡及び調整に関する事務は、中国四国防衛局会計監査官が行うものとする。

2 局長は、必要があると認めるときは、中国四国防衛局総務部会計課に所属する職員及
びその他必要な職員を、中国四国防衛局会計監査官の補助者として指名し、前項に定め
る事務を行わせることができる。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日中国四国防衛局達第16号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日中国四国防衛局達第2号）

この達は、令和2年11月30日から施行する。

実地監査報告書

1 被監査機関名

2 監査実施期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

3 監査の種類

4 監査官の所属官職氏名

所属

氏名

5 監査結果

監査事項	意見又は改善指導の内容等